

# 《高山労基署だより》

平成24年3月号

3月に入り、雪どけも進んで春が感じられるようになってきました。冬が長く厳しい飛騨では、春の訪れは何より待ち遠しく感じます。

東日本大震災から1年が経ち、復興の進み具合が報道されていますが、まだまだ道は長いと言わざるを得ません。被災地への息の長い支援を続け、共に前進していくためには、被災地以外の地域が活力あふれ、元気でなければなりません。こうしたことから、飛騨においても、まず、生活の基盤となる職場が、活気があり、生き生きとして働ける場である必要があるのではないのでしょうか。

日差し溢れる春を迎えるにあたって、飛騨地域の職場が、さらに明るく、はつらつとしたものとなるよう祈念いたします。

## < 職場におけるメンタルヘルス対策 >

「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」によると、全国で自殺者が3万人を超えている状況の中、平成21年には岐阜県で473名、うち飛騨圏域では62名の自殺者が発生しています。これを人口10万人当たりの数(自殺死亡率)でみると、全国が24.4、岐阜県が23.1であるのに対して飛騨圏域は38.9と大幅に高くなっています。また、警察庁の統計によれば、自殺の原因としては、「健康問題」が1位で、その中でも「病気の悩み・影響(うつ病)」が最も多くなっています。

うつ病・うつ状態は、自殺に至らないまでも、社会生活を営む上で、様々な障害となるものであり、特に働く世代にとっては、本人のみならず家族の生活にまで大きな影響を及ぼすものであると共に、雇用する側にも重大な損失となるものです。

うつ病等の精神障害となった原因が業務にあるとして労災認定が行われる事案も近年増加しており、さらには企業側が安全配慮義務に係る責任を問われ、民事裁判において賠償を命ぜられる事案も増えています。

岐阜労働局において実施している労働安全衛生自主点検の結果をみても、飛騨地域の労働者数50人以上の事業場において、平成22年中にメンタルヘルス不調による休業者があった事業場は全体の19.6%に達しています。

しかし、その一方で、メンタルヘルス対策はなかなか進んでおらず、厚生労働省の示す「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づく対策がほぼ実施されていると認められる事業場は、全体の16.3%に止まっています。

上記指針は、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスカケア)が適切にかつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスカケアの原則的な実施方法について定めたもので、この指針に基づき、体制の整備、教育等具体的な取り組みを一つづつ進めていけば、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期回復に十分効果が見込めるものですが、残念ながら、現状では対策の必要性はわかっているにもかかわらず一歩踏み出すことができないという事業場が多いものと思われます。

こうしたことから、当署では、昨年設置した「飛騨地域の職場におけるメンタルヘルス対策推進協議会」を通じ、メンタルヘルス指針の周知及びその具体的な推進を図っていく等、この問題を重要な課題として取り組んでまいります。

< 労働基準法違反で送検 >

当署は、今月2日、下呂市湯之島の旅館株式会社小川屋及びその代表取締役を労働基準法違反の疑いで岐阜地方検察庁高山支部に書類送検しました。

容疑は、使用していた労働者Aに対する、平成22年11月21日から平成23年4月20日までの時間外労働に係る割増賃金を支払わなかったことです。

同社に対しては、労働者Aからの申告に基づき、臨検監督を行い、労働基準法違反の状況を確認した上で、法違反の是正について勧告してきましたが、是正がなされなかったため今回の書類送検に至ったものです。

旅館業については、観光地を多く抱える管内の主要産業であるものの、従来から労働条件に関する申告、相談が多く、当署においては、平成22年度から最重点課題として、「旅館業における法定労働条件の確保」に取り組んでいます。

しかしながら、平成23年度に実施した臨検監督においても、24件中13件で何らかの法違反が認められ、中でも労働時間について指導を行った事案が8件に上っています。

労働者からの申告(法違反の是正を求めて労働基準監督署へ申し出るもの)も平成23年には、当署で受理した29件中7件が旅館業で、うち割増賃金不払いが4件、定期賃金不払いが2件認められています。

こうした状況から、当署においては、平成24年度も引き続き旅館業に対する監督指導を重点的にを行い、労働時間の適正な把握、法定労働時間の遵守、適正な割増賃金の支払い、就業規則の整備等、法定労働条件の確保を図っていくこととしております。

経営者の皆様方には、旅館業等のサービス業においては、労働者こそが最も重要な経営資源であり、適正な労働条件のもとに勤務してもらうことが、生き生きとし、はつらつとした職場を作り上げるものであることをよくご理解いただき、労働環境の整備等に取り組んでいただくようお願いいたします。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見るができます。(ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。